

議案第41号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

令和5年度佐倉市一般会計補正予算

令和6年2月26日提出

佐倉市長 西田三十五

令和5年度 佐倉市一般会計補正予算(第8号)

令和5年度佐倉市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428,680千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,075,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年1月19日

地方自治法第179条第1項により専決処分
佐倉市長 西田 三十五

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
16 国庫支出金		12,001,395	372,750	12,374,145
	2 国庫補助金	3,993,504	372,750	4,366,254
20 繰入金		2,130,692	55,930	2,186,622
	1 基金繰入金	2,130,692	55,930	2,186,622
歳入合計		58,646,963	428,680	59,075,643

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3	民生費	26,273,990	428,680	26,702,670
	1 社会福祉費	11,552,862	428,680	11,981,542
	歳出合計	58,646,963	428,680	59,075,643

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策臨時給付金支給事業（住民税均等割のみ課税世帯追加支給分）	242,634
		物価高騰対策臨時給付金支給事業（住民税非課税世帯こども加算分）	141,322
		物価高騰対策臨時給付金支給事業（住民税均等割のみ課税世帯こども加算分）	44,724